佐賀県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 9 月 24 日から平成 25 年 10 月 23 日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 9 月 24 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	神埼市脊振町鹿路字松平 3598 番 1 地先か	平成 25 . 9 . 24
藤原松瀬線	6	
	神埼市脊振町鹿路字古釜 4043 番 6 地先ま	
	で	